平成２７年（フ）第１０５号
和歌山市新中島22番地の４
債務者　中尾左官こと　中尾　匡雄
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　紘資
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月23日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１７０号
大阪市西区川口１丁目３番23―406号、前住所大阪市東住吉区今林４丁目16番６号
債務者　山下　博司
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０７号
奈良市西九条町３丁目２番地の13　ソファレ堀井Ａ105号
債務者　大村　高一
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石黒　良彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１８６号
大阪府泉佐野市中庄987番地の２
債務者　山野　孝
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
大阪府泉佐野市中庄987番地の２
債務者　山野　清美
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
奈良県橿原市中曽司町122番地の１　サニーコーポ八木西215号
債務者　森川　正喜
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　朗彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２３０号
広島市南区本浦町38番７号
債務者　月橋　壽良
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　車元　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６号
香川県丸亀市田村町546番地１　戸倉アパート８号
債務者　木下　辰彦
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石合　由明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第８８号
愛媛県松山市桜ケ丘404番地７
債務者　河根　一寿
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
福岡県久留米市東町380番地５　コーポてらさき17号
債務者　増崎　晃
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１０７号
函館市千代台町26番25号
債務者　佐藤　哲
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１２５号
岐阜県揖斐郡大野町大字大野916番地７
債務者　前原実智代
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
愛知県岡崎市本宿町字棚田１番地６県営住宅18―305
債務者　青山　栄
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１１３号
大阪府茨木市宮元町３番14号　宮元２番館101号、住民票上の住所京都府亀岡市西別院町万願寺大堂21番地59
債務者　山内　俊孝
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２１５号
大阪市西成区千本中２丁目６番６号
債務者　永井　裕一
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５２６号
大阪市東成区中本５丁目12番26―301号
債務者　伍堂　朱美
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５５６号
大阪府四條畷市江瀬美町９番16号、前住所大阪府四條畷市岡山東２丁目５番33号
債務者　岸本　恒夫
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部